

## 市場使用料に関する検討会等の報告

区 分	市場使用料のあり方に関する研究会	使用料等検討委員会
期 間	平成 7 年 7 月諮問 ～ 平成 8 年 5 月答申	平成 12 年 7 月諮問 ～ 平成 13 年 12 月答申
経 過	研究会 12 回	委員会 7 回 、 部会 7 回
構 成	学識経験者 5 名、業界代表 2 名、都職員 1 名	〔委員会〕学識経験者 6 名、業界代表 4 名、都職員 2 名 〔部 会〕学識経験者 3 名、業界代表 6 名、都職員 1 名
設置経緯 及び目的	<p>平成 6 年 4 月 1 日に施行した市場使用料の改定原案を審議した卸売市場審議会答申(平成 6 年 1 月 11 日)において「市場使用料のあり方について、今日の時代に対応するよう検討組織を設置し、必要な見直しを行うこと」との附帯要望がなされた。</p> <p>平成 7 年 7 月に、東京都中央卸売市場長からの諮問を受け、市場使用料の改定問題を直接取り上げることはせず、市場使用料本来のあり方と改善の方向を広い立場から研究した。</p>	<p>平成 12 年 4 月 1 日に施行した市場使用料の改定原案を審議した卸売市場審議会答申(平成 11 年 12 月 21 日)において「市場使用料のあり方について、速やかに検討組織を設置し、その検討結果を踏まえて必要な見直しを行うこと」との附帯要望がなされた。</p> <p>平成 12 年 7 月に、東京都中央卸売市場長からの諮問を受け、「市場使用料」「その他市場の運営」について検討を行った。なかでも使用料の負担の公平と適正化に向けた検討については、部会を設置し特に集中的な審議を行った。</p>
諮問事項	市場使用料に関する基本的な考え方と具体的な改善の方向について	市場使用料について その他市場財政運営について

平成 8 年 5 月 市場使用料のあり方に関する研究会 報告

No.	主な課題	研究会の考え方	補足説明
1	公共性と使用者負担	卸売市場が「公共性」の高い施設だということが、使用料負担の原則を曲げ、公的資金をもって維持運営の経費を助成する理由に直ちに繋がるわけではない。	卸売市場が公共性の高い施設であるということと、その施設を維持運営するための経費を直接の使用者に「使用料」として負担してもらい、独立採算制を原則として市場を運営することとは、少しも矛盾するものではない。 市場施設の使用者に適切な使用料負担を求めることは、市場内外の健全な競争を妨げないという意味で必要である。 そのことは社会的に公平であるだけでなく、資源配分上の歪みを生じさせない意味でも合理的である。
2	公的資金による助成	使用料負担の原則と公的資金による助成の問題については、「市場経由率」や「都外搬出率」の観点も含めて考えることが適当である。	低下する <u>市場経由率(資料 2-1)</u> や約 35%に上る <u>都外搬出率(資料 2-2)</u> という都内の流通の現状は、都の公的資金を卸売市場の維持運営経費に投入することを制約する合理的な理由となる。 市場の「受益者」に関して、「都民が受益者なのだから市場の経費は都の公的資金で負担するべきだ」というようにこの議論を拡げるなら、それは「受益者」という意味の不当な拡張であり、議論を混乱させるものである。
3	市場使用料の改定に伴う消費者への負担の転嫁	生産者や消費者への市場使用料の転嫁は、現実には行われる可能性が小さい。 仮に転嫁が行われたとしても、転嫁という現象自体は合理的なことといえよう。	<u>セリや入札(資料 2-3)</u> という価格決定方式には「転嫁」の余地はなく、小売段階の競争が激しく行われている中では、市場使用料の増加が消費者に転嫁される可能性は小さいと考えるべきであろう。 生鮮食料品の流通における中央卸売市場は、今日の社会にあってもなお大きな役割を果たしていることから、中央卸売市場を維持していくための経費は、生産者から消費者に至る多くの直接関係者によって、取引を通じ広く分担されることは望ましい。

No.	主な課題	研究会の考え方	補足説明
4	業種・業態間による負担の公平	<p>市場使用料の現状を点検する上で、もっとも大事な視点の一つが「負担の公平」である。</p> <p>何が公平であり、何が不公平なのか、誰もが納得するモノサシを用意することは容易ではないため、どれか一つの視点で「公平」を考えるのではなく、総合的に考える必要がある。</p>	<p>同一の「売上高」(資料 3-1)に対して同一の使用料が課されるのが公平だとする考え方は、一つの視点として有効である。</p> <p>同一の「使用面積」(資料 3-2)は同一料金であるべきだという主張は一つの有力な考え方である。</p> <p>同一の「負担能力」(資料 3-3)に対して同一の使用料が課されるのが公平だとする視点も「料金」の問題を考える際の重要な視点である。</p>
5	市場別料金制導入の是非	<p>現在の「同一料金制」にはいろいろと不合理や問題がある。</p> <p>しかし、「同一料金制」を上回る合理性、説得性をもつ新たな「市場別料金制」を、いま直ちに全面的に導入することは困難である。</p>	<p>「市場別料金制」の内容について、施設の新旧によって差を設けるべきだという市場施設ごとの「原価主義」の考え方をするべきなのか、<u>各市場の立地条件(資料 4)</u>を主眼に考え、都心部の施設は高く、周辺部の施設は安く設定するという考え方をするべきなのか、各市場の収支計算を行った上で料金を設定するように考えるべきなのか、明瞭ではない。</p> <p>市場別使用料を導入した場合、市場ごとに現在の料金水準が大きく変わり、市場間に大きな料金格差が生まれることが予想されるが、市場使用料は市場業者が事業を行う際の与件であるから、これを大幅かつ急激に変えることは現実的ではない。</p>
6	市場別料金制導入の必要性	<p>施設整備の状況が何らかの形でその市場の業者の使用料負担に反映される仕組みを含む「市場別料金制」の検討を、今後さらに行う必要がある。</p>	<p>「同一料金制」が<u>施設整備(資料 5)</u>と使用料負担の対応関係を不透明なものにし、結果として市場財政の膨脹を招いているという現状は、速やかに改善されなければならない。</p> <p>例えば、基礎的な施設整備については全市場同一料金としつつ、付加的な施設や特別に経費のかかる施設の整備については、全市場の業者に負担を分散するのではなく、整備した市場の業者が負担するという使用料の仕組みを考えることは、過去の市場整備の歴史を考慮したとしても十分合理的である。</p>

No.	主な課題	研究会の考え方	補足説明
7	民間相場の反映	<p>民間相場から乖離した使用料金は、高ければ市場業者の経営を場外業者に比べて不利にする。逆に安ければ、市場業者を生鮮食料品流通の競争から保護し、既得権を与えて非効率な経営を温存する役割を果たす。</p> <p>したがって、都民の立場から言えば、市場使用料は適正に民間相場を反映することが望ましい。</p>	<p>一般社会の常識からいえば、中央卸売市場も経済社会のなかの一施設として、使用料金は相応の市場価格であるべきであり、つまり民間相場を反映するのが当然で、反映しないのは不自然である。</p> <p>しかし、民間相場を反映させるということは、民間相場自体、地域により異なるわけだから、必然的に市場別の料金体系へ移行することになり、それには多くの困難な問題が存在する。</p> <p>市場施設のうち、<u>駐車場や事務室など市場外の民間相場(資料 6)</u>と比較可能なものだけを取り出し、それに民間相場を反映させるべきという主張も、論理的にはやや無理がある。</p> <p>個別使用料の全体のバランスを改善する試みのなかで、駐車場や事務室などの料金を世間相場も参照しながら改定することは、今後の具体的な見直し作業において有力な方法であるともいえる。</p>
8	今後の改善の方向性	<p>研究会の多数意見は、市場使用料に関わる今後の改善を次のような方向で進めるのが適当と考える。</p> <p>市場経営のための経費を可能な限り圧縮する必要がある。</p> <p>行政負担もまた、合理的に可能な限り増やすよう努力する必要がある。</p> <p>以上と並行して、業者負担の増加を求めることも必要であろう。</p>	<p>市場行政のリストラをいっそう進めるとともに、市場整備の計画を見直すなど、市場経営のための経費を可能な限り圧縮する必要がある。</p> <p>市場と行政の確立された負担区分を前提としつつ、市場への「出資金」の復活や、その他行政として合理的に対応可能な市場への助成措置について、努力する必要がある。</p> <p>現在の市場使用料は近隣の民間相場に比較するなら低額であるのは事実であり、また中央卸売市場を開設した昭和 10 年当時の使用料と比較して、相当割安になっていることも事実である。</p>

平成 13 年 12 月 使用料等検討委員会 報告

No.	主な課題	委員会の考え方	補足説明
1	市場使用料の算定の考え方	<p>使用料算定にあたっては、都の要領の考え方が合理性のあるものとしてほぼ定着しており、今後もこの考え方を基本としていくことが適当である。</p>	<p>「東京都中央卸売市場使用料算定要領（昭和 61 年）」は、農林水産省が昭和 48 年に示した考え方を基軸とし、これに東京都独自の考え方を加味したものである。</p> <p><u>全国他都市市場(資料 7)</u>に行ったアンケート調査結果では、使用料算定にあたって、多くの市場が施設ごとの個別原価を算定する「個別原価主義」をとっており（東京都は総括原価主義）、その原価を構成する費目として、ほぼ都の要領と同様のものを含めている。</p>
2	市場使用料の改定のあり方	<p>各経費の精査を不断に行い、コスト縮減を図っていく必要がある。</p> <p>3 年ルールについては、財政健全化の立場から、定期的・計画的見直しの原則を堅持すべきである。</p>	<p>施設管理にかかる経費や営繕費など維持管理経費については、一層の外部委託化や、技術的観点を含めた多角的な経費削減に努力すべきである。</p> <p>市場財政の大きな圧迫要因である減価償却費については、これを抑制するため、今後、施設整備にあたって、緊急性と費用対効果、適切な水準や負担のあり方等について、業界と十全の協議・調整が必要である。</p> <p>提案時の業界の経営状況や市場をめぐる全体の情勢などに配慮する必要があるにしても、改定を先送りすると、その分将来大幅な改定が必要となる。</p>

No.	主な課題	委員会の考え方	補足説明
3	卸売場使用料における売上高割と面積割の是非	<p>東京都がこれまでどおり卸売場使用料について、売上高割（歩合）と面積割（固定）の二本立ての体系を維持していくことには合理性があると言える。</p> <p>売上高割と面積割の比率については、現在おおむね適正な水準にあると言え、50：50 にするために大きな変動を伴ってまで、早急に改正すべき必要はない。</p>	<p>売上高割使用料は、全市場同一料金を設定している東京都の市場においては、市場の立地条件による収益性の格差の調整並びに業種による収益性の格差の調整、卸売業者の経営状態の変動の調整という機能を有している。</p> <p>なお、公的性格を有し、安定的な経営が必要な中央卸売市場においては、変動する売上高割に多くを依存することには慎重であるべきであろう。</p> <p>売上高割の比率が突出して高く、1㎡あたりの使用料負担の大きい水産については、平均的なものに近づける必要があると思われるが、今後の課題である。</p>
4	卸売業者と仲卸業者間の負担の公平	<p>売上高割と面積割の単価のみの比較では卸より仲卸の負担が重いが、㎡あたりの使用料負担では卸の方が上回っている。</p> <p>したがって、業態間負担についていま早急に是正すべき不公平があるとはいえない。</p>	<p>市場開場当時、<u>卸売業者と仲卸業者等の負担を折半(資料8)</u>する考え方(収入すべき使用料総額の半分を卸に課し、他の半分を仲卸その他に課す)があったが、平成10年度決算では全使用料の54.7%を卸業者が負担しており、おおむねこの方針にかなっている。</p> <p>仲卸業者の能力に応じた適正な負担を求めるためには、仲卸売場使用料に卸業者と同じ「売上高割」の要素を加味することも検討されなくてはならない。</p> <p>何を賦課標準とするか、料率をどう設定するか、従来の直荷や面積割をどうするかなど、業者間の公平がそこなわれることのないよう、技術的にも工夫を図った上で、検討していく必要がある。</p>
5	卸売場使用料に関する個別意見	<p>買付品に関する売上高割使用料の見直し          売買参加者の負担          民間相場の反映</p>	<p>売上高割使用料について、<u>委託品より利益率が低い買付品(資料2-4)</u>に関しては、「負担率の見直しをしてほしい」との意見も根強くある。</p> <p>市場を恒常的に利用し、仲卸業者と同等の取引権限を持つ売買参加者についても、何らかの負担を求めるべきではないか。</p> <p>売場部分（卸売場、仲卸売場）とその他部分（事務室・車両置場など）では扱いを分け、後者は民間ベースまで大きくアップし、その分前者のアップ率を極力抑制するという扱いを提案したい。</p>

No.	主な課題	委員会の考え方	補足説明
6	市場別使用料の導入検討	<p>市場毎の負担の公平を図るためには、市場別収支、市場毎の立地条件及び営業形態を考慮するとともに、これまでの経緯を踏まえ、市場別使用料の導入について検討をおこなうことが必要である。</p> <p>市場別料金制の導入は、市場配置の是非という大きな問題を含んでおり、抜本的な検討が必要である。</p> <p>市場別料金制の検討には、多様な整備手法、市場の再編・統合まで視野に入れた多角的な議論が必要である。</p>	<p>いずれの方法も各市場に大きな変動を生じることが予想され、いま直ちに市場別料金制を導入することは現実的ではないと思われる。</p> <p>導入の考え方に理論的には賛同が得られたとしても、「なぜ今」の問いに、説得力ある説明ができる状況にはないのが現実である。</p> <p>現在の総括原価主義の方法では限界があり、市場財政の破綻を避けるためには、他都市市場のように、整備と負担の関係を計画段階から明確にした個別負担の導入へと移行せざるを得ないことは、総論的に理解が得られている。</p> <p>個々の施設整備と負担を明確化する個別原価主義を貫くと、市場別収支による料金制度、また市場別決算制度にも帰結する。この考え方をさらに推し進めていくと、結果として淘汰される市場が出てくる可能性がある。</p> <p>今後、中央卸売市場は大規模な施設整備が予定されているが、過去の経緯を踏まえつつも、市場別料金制の考え方を導入していく方針を持つべきであろう。そのためには、整備の一巡した市場と今後の整備を残した市場、それぞれが納得できるよう協議を重ね、合意を見いだしていかなければならない。</p>
7	市場別使用料に関する個別意見	<p>築地の整備について</p> <p>進め方について</p> <p>業界の経営について</p>	<p>これまで順次整備をしてきて最後に築地が残された。そこで負担が高率になるというのでは、業者もよい市場をつくる意欲が失われてしまう。</p> <p>それぞれの市場が納得できるようにしていかないと、将来に禍根を残すことになる。だからこそ、こういう場で公明正大な方針を思い切って出していきたい。</p> <p>業界も使用料の負担に耐える市場業者である必要がある。経営基盤を強化し、負担能力を備えた業者として生き残っていかなくてはならない。</p>